

野田市告示第56号

野田市道路の占用を制限する区域の指定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第37第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおりに告示する。

その関係図面は、野田市役所土木部管理課において一般の縦覧に供する。

縦覧期間 令和5年3月28日から令和5年4月11日まで

令和5年3月28日

野田市長 鈴木 有

1 路線名及び占用を制限する区域

整理番号	路線番号	路線名	占用を制限する区域	備考
1	1180	宮崎・花井線	起点 宮崎新田字神明前133-16 終点 宮崎新田字神明前130-4	第2次路線
2	11102	川間11102号線	起点 尾崎字榎ノ内2282-2 終点 中里字尾崎境143-10	第3次路線
3	11199	川間11199号線	起点 中里字尾崎境222-1 終点 中里字込角3003	同上
4	11195	川間11195号線	起点 尾崎字榎ノ内2399-2 終点 中里字光浄寺3102-6	同上
5	11197	川間11197号線	起点 中里字光浄寺3078-14 終点 中里字光浄寺3077-1	同上
6	11198	川間11198号線	起点 尾崎字榎ノ内2325-40 終点 尾崎字榎ノ内2288-1	同上
7	11189	川間11189号線	起点 中里字宮ノ後2849-1 終点 中里字寺前2960	同上
8	11208	川間11208号線	起点 尾崎字榎ノ内2325-1 終点 尾崎字榎ノ内2305-1	同上
9	11209	川間11209号線	起点 中里字尾崎境143-1 終点 中里字鶴ヶ谷237-1	同上

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認める場合は、この限りではない。

3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有の制限の開始の期日 令和5年3月28日